

2019年度 事業計画

(2019. 4. 1 ~ 2020. 3. 31)

一般財団法人 少林寺拳法連盟

目 次

I 総論

1. 社会とのかかわり
2. 3ヶ年方針概要（2018年～2020年）
3. 2018年度重点課題の総括
4. 2019年度重点課題

II 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

- 【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【2】学生少林寺拳法連盟委員長・常任委員研修会
- 【3】中学・高校少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【4】中学校保健体育における武道授業推進活動

2. 指導者の養成事業

- 【1】支部長・監督研修会
- 【2】少年部指導者講習会
- 【3】指導者講習会
- 【4】支部長・監督資格認定研修会
- 【5】支部長資格仮認定研修会（学生対象）
- 【6】学生指導研修会
- 【7】全国指導者研修会（全国中高武道授業指導者研修会）
- 【8】学校少林寺拳法実技指導者講習会
- 【9】武道授業推進特別研修会
- 【10】運用法研修会

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣に関する事業

- 【1】少林寺拳法全国大会
- 【2】シャイニングフェスタ
- 【3】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- 【4】全国高等学校少林寺拳法大会
- 【5】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- 【6】全国中学生少林寺拳法大会
- 【7】少林寺拳法全日本学生大会
- 【8】全自衛隊少林寺拳法大会
- 【9】各種大会
- 【10】各地区学生少林寺拳法連盟合宿

4. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

- 【1】理事長研修会

5. 少林寺拳法の技術指導・学科指導、指導技術に関する調査・研究

6. 少林寺拳法に関する機関紙及び図書等の発行

- 【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく
- 【2】出版その他

7. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

- 【1】関係諸団体との連携
- 【2】地域社会での協力

8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

- 【1】鏡開き・稽古始め
- 【2】宗道臣デー（月間）
- 【3】本部修練
- 【4】危機管理の充実
- 【5】日中及び国際交流事業
- 【6】理事会
- 【7】評議員会
- 【8】都道府県連盟・各連盟理事長会議
- 【9】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業
- 【10】事業課活動の拡充

I. 総 論

1. 社会とのかかわり

科学技術文明時代とも言われた平成時代、日本は世界第3位の経済大国で、「技術立国」を標榜しました。その先進技術や各種サービスは、世界の平和と福祉など人々に役立つことが大切で、今後の若者に託されています。

世界では、人口増加や環境資源、政治経済、テロなど。日本では超少子高齢化による福祉制度破綻、市場創出や雇用、経済の衰退、教育・人権、震災などの諸問題に直面しています。

このような時代において、人の命や尊厳を大切にすること、その根本である精神と肉体を養いながら、人々が互いの異なる違いを認め、調和を大切にすることが求められます。

政府は、時代に求められる力として、様々な問題を積極的に対応解決する力や、思いやりを持って行動できることなどを「生きる力」として、学習指導要領に定めています。

少林寺拳法は、創始当初より、「護身錬鍛、精神修養、健康増進」、「半ばは自己の幸せを、半ばは他人の幸せを」を掲げ、「社会に役立つ人づくりを通した国づくり」に取り組んできました。

国の未来を担ってゆく若者はいつの時代も国の宝であり、一財連盟は、若者が力強く生きるための体力と精神力を養い、社会貢献に繋げていけるよう、また、中高齢者層の健康寿命促進や豊かな人間関係創出、さらには世代間の交流を念頭に、各種事業を推進します。

少林寺拳法の指導者の使命である「人づくりによる国づくり」が、言葉倒れにならないように、常にこの原点を確認しながら、自惚れでない自信や正義感、慈悲心、行動力を持った人財を育成します。

2. 3ヶ年方針（2018年～2020年）

開祖は、「自分の可能性を信じ、他人の幸せも考えられる・・・そんな社会に貢献できる人が一人でも増えれば、この世の中は今よりきっとよくなるに違いない」と、幸福運動を熱く語られました。幸福運動を着実に展開してゆくためには、少林寺拳法が目指す「人づくり」の人間像を明確にして、その教育方法をより効果的にしてゆく必要があります。

少子化が加速する中でも活気ある支部はたくさんあり、その理由は、支部長や幹部の魅力、支部の雰囲気や楽しさ、充実感にあります。そこで、教えと技法の研鑽はもちろん、魅力ある指導者を目指し、“指導技術を学ぶこと”が必要不可欠です。

社会変化を捉え、未来を創造しながら、現役指導者のモチベーション向上とともに、若手・女性指導者の育成を行うことにより、会員（保護者）の満足度向上を図り、社会で役立つ組織づくりを推進したいと思います。

また、一般の方々にも少林寺拳法の本質をご理解頂き、その特性に触れて頂く機会を増やし、部内外を問わず世代間の交流や生きる力を養うため、少林寺拳法グループはもちろん、地域行政、他団体ともコラボしてゆきたいと思います。

3. 2018年度の重点課題の取り組み結果

（1）研修会、講習会、合宿

- ・指導者、幹部、学生、保護者に困ったこと、欲していることなどをアンケートしながら、少年や学生など、指導対象を明確にした研修内容を企画しました。
- ・部員の継続率向上や新規入会者減少に悩む指導者のために、「魅力ある指導者とは」、「活

気ある支部づくり」のテーマに基づき、コーチングの講義や班別討議を行い、参加者の効果的な体験事例を、受講者や全支部長と情報共有しました。

- ・護身の技術として有効な応用技法を安全管理とともに紹介し、学んでいただきました。
- ・“暴力、体罰、ハラスメント、ドーピングの根絶”について、具体的事例・発生要因、予防策を確認しながら、“発達障がいを持つ児童の指導法”の指導法例を紹介しました。

(2) 全国レベルの大会

- ・地域性や他団体とのコラボレーションによって、参加者や参観者が楽しめるような、少林寺拳法の特性を生かした催しを促進しました。特に、群馬県連盟の皆さまには絶大なご支援を頂きました。

(3) その他

- ・中学校武道授業促進にむけ、スポーツ庁や日本武道館に支援を頂き、研修会を刷新し、全都道府県連盟が具体的目標に向け稼働しました。
- ・立合評価法のルール統一と審判員精度向上、並びに防具開発に取り組みました。
- ・都道府県連盟・各連盟、委員会、全指導者のご協力により、大会企画パッケージ充実、会報リニューアル、業務のスリム化など、効率化と経費削減を図りました。

4. 2019年度の重点課題

(1) 指導技術の向上と共有化

- ①時代に即した「より良い指導者像」と、「指導技術の向上計画」の確認
- ②指導者用の「支部運営と指導技術の向上」参考資料の提供
- ③暴力、体罰、ハラスメント、薬物使用の根絶促進、安全管理の徹底

(2) 時代に即応した組織体制

- ①指導者の負担軽減（複数指導者体制、副支部長制度、事務手続き削減、権限委任）
- ②学生指導者体制の見直し（支部長資格を持つ監督と若手学生指導員の研修充実）
- ③若手、女性、専門性を持つ指導者の発掘と育成

(3) 普及活動の促進

- ①学域、職域の普及促進。特に警察支部の開設
- ②入会、継続、復帰の会員のため、魅力ある指導者&活気ある支部づくりの促進、広報活動
- ③小・中学生の継続率向上、中学・高校のクラブ増加のための教員支部との連携
- ④中学校武道必修化の採択校の促進
- ⑤健康クラブや会員の増加のため、クラブリーダー研修と会員交流会の実施
一般の方にも、宗道臣デーや支部の地域活動の一環として楽しんでもらう機会を促進
- ⑥中高年齢層の体調にあったソフトな修練指導法の紹介
- ⑦会報のリニューアルと活用促進
- ⑧行事の参加者や参観者に、楽しんでもいただくとともに、少林寺拳法の本質や特性について興味関心を持っていただけるよう企画を行う。
- ⑨立合評価法のルール統一と審判員精度向上、並びに防具開発
- ⑩販売事業増収の為の、原価抑制対策と新物品の開発
- ⑪支援者、賛助者の獲得促進

(4) ガバナンス

- ・社会からの信頼を得るためのガバナンスについて、総合的バランスを総覧しながら、当連盟の目的達成との両立を慎重に検討し実施する。

Ⅱ 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

以下の事業において、2019年度の重点課題を含め乍ら、企画実行を行う。

【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿

1	期 日	夏季	A週	2019年	9月 3日 (火)	～	9月 6日 (金)
		春季	A週	2020年	2月18日 (火)	～	2月21日 (金)
			B週	〃	2月26日 (水)	～	2月29日 (土)
			C週	〃	3月 3日 (火)	～	3月 6日 (金)
			D週	〃	3月10日 (火)	～	3月13日 (金)

※前日オリエンテーション実施

- | | | |
|---|--------|---|
| 2 | 目 的 | ・少林寺拳法創始目的や在り方の理解を深め、各種技能の向上を通して、生きる力を養い人間力を強化する。
・合宿内での相互交流による自浄作用を図り、仲間づくりを行う。 |
| 3 | 対 象 | 大学少林寺拳法部所属の個人会員
18歳以上の個人会員（高校生除く） |
| 4 | 内 容 | ・学生の特性と社会が学生世代に求めるニーズを含めて企画し、参加したくなる合宿作りを行い、参加校・参加人数を増やす仕掛けを作る。
社会人となっても少林寺拳法を継続できるよう仕掛け作りを行う。
・合宿最終日（四日目）を参加者の自由設計とし、学生自身で考えて、合宿に参画できるようにする。
・支部長資格仮認定研修対象の合宿とする。
（1）会長技術・講話
（2）技術練習
（3）実習、討議
（4）学科学習
（5）各種講義
（6）鎮魂行
（7）作務
（8）トレーニング
（9）運用法練習（立合評価法）
（10）その他（支部長資格仮認定研修講義等） |
| 5 | 募集方法 | メール通知、Facebook 広報を行う。 |
| 6 | そ の 他 | 学生連盟常任委員の増加対策を行う。 |
| 7 | 目標参加人数 | 1800名 |

【2】学生少林寺拳法連盟委員長・常任委員研修会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2019年12月21日 (土) ～ 12月22日 (日) |
| 2 | 目 的 | 学生連盟役員としての自覚を深めると共に、学生連盟運営の方針、大学少林寺拳法部の普及拡大等を検討する。また、学生連盟役員が安心して活動を行えるようにする。 |

3 対 象	各地区学生連盟常任委員
4 内 容	(1) 会長講話 (2) 各種講義 ・ 学生連盟の価値と在り方について ・ 引継ぎパッケージの提示と質疑 ・ 危機管理（安全管理、暴力・体罰・ハラスメント撲滅）について ・ 知的財産管理について ・ 会計処理について ・ 本部審判委員会より ・ その他 (3) 面談 ・ 各地区で困っていること等の聞き取り ・ 会計監査を基にした運営上のアドバイス (4) 全地区での情報共有 ・ 引継ぎパッケージの提示と質疑 ・ 各地区の運営ノウハウの情報共有 (5) 全日本学生連盟会議 ・ 選抜大会等での大学少林寺拳法部のアピールについて ・ 全日本学生大会について (6) 次期委員長への委嘱状授与 (7) その他

【3】中学・高校少林寺拳法部連盟本部合宿

1 期 日	2019年 8月20日（火） ～ 8月22日（木）
2 目 的	・ 中高拳士としての人間力強化（※文科省「生きる力」と連携） ・ 少林寺拳法の教え、礼儀作法、リーダーシップの養成 ・ 卒業後の少林寺拳法継続率向上の仕掛け ・ 参加者増加の仕掛けづくりと、認知度向上
3 対 象	中学・高校少林寺拳法部所属の中学生・高校生会員及び一財連盟所属の中学生・高校生会員
4 内 容	(1) 会長講話 (2) 技術練習 (3) 各種講義 (4) 鎮魂行 (5) 作務 (6) 補強運動 (7) その他
5 募集方法	(1) お知らせ画面 (2) 都道府県連盟 理事長、事務局宛案内メール (3) 所属長宛案内メール (4) 高体連専門部宛案内メール (5) 会報、公式ウェブサイト、Facebook などの広報媒体での案内 (6) 一昨年、昨年参加者への個別案内メール

6 その他

＜酷暑対策＞

- ・技術練習時間短縮、休憩時間をこまめに取得（30分実施、10分休憩）、水分補給、塩分補給を促す。
- ・室温調整の効く休憩場所の提供

＜実技指導者講習会との関連＞

- ・実技指導者講習会のプログラムとして、中高合宿と関連させる。

＜安全管理＞

- ・合宿参加同意書、健康調査票（※2種ともに事前提出）等により、参加者の健康状態を把握、指導者間で情報共有し指導に臨むことで、未然にケガ等を防ぐ。

7 目標参加人数 350名（2017年実績：174名、2018年実施：321名）

【4】中学校保健体育における武道授業推進活動

- 1 目的 日本の未来を担う多感な中学生が少林寺拳法を知り、親しんで普及に繋げるため。
- 2 目標 全国で100校の採択を目指す。（政令指定都市を重点課題とし、1都道府県当たり2校）
- 3 方法 採択校増加に向けた取り組み
 - （1）地域コーディネータの資質向上とその役割
都道府県推進委員に中学校武道必修化の意義と採択の手順、採択時の運営について理解をいただき、推進を県内に呼びかけていただく。
 - （2）パイプラインの強化
各都道府県連盟において、中学校保健体育における武道授業の指導者リストをブラッシュアップする。指導者リストは地域で管理すると共に毎年の役職者報告書と併せて報告するものとする。
 - （3）行政等、外部団体との連携
 - ・宗道臣デーをはじめとする地域貢献活動等、各所と繋がりをもつと共に、深い関係づくりを行い、地域から認められる少林寺拳法の土壌を築く。
 - ・都道府県推進委員が各都道府県、市区町村の教育委員会へ赴き、既存の授業採択武道とともに重複授業申請を行い、かつ、教育委員会や学校等から要請があった時、採択に向けてのコーディネートが出来るようにする。
 - ・一財連盟では、スポーツ庁、教育委員会、日本武道館等と密な連携を図り、共催行事において効果のあるプログラムの提案や実行、その他、推進に繋がる情報交換を行う。
 - ・地域との連携においては、都道府県推進委員の相談に応じて支援を行う。
 - （4）各行事の開催
 - ・授業採択および実施に向けた指導員の発掘・養成。
 - ・少林寺拳法未経験の教員を含めた、受講者の授業実施へ向けた指導技術やノウハウの共有、充実を図る。
 - ・「中学・高校体育授業指導者資格」を発行する。

- ・授業採択校の指導法、つまずき等を集約し、受講者へ共有、解決に努める。
- 4 結 果
- ・全国で100校の採択を実現。
 - ・各都道府県が中学校武道授業推進に関する一定のノウハウをもっている。
 - ・授業実施者にアンケート調査を行い、結果をリスト化して共有することで、一目みて興味のある指導法を希望し、窓口（本部）に相談、情報を受けやすい環境を配置する。
 - ・各地域において、少林寺拳法が知られ、親しまれることで青少年の健全育成及び近隣道場における入会希望者の増加が見込める。また、地域との関係づくりができる。
- 5 そ の 他
- 「少林寺拳法指導の手引き 二訂版」及び「日武協40th指導書（書籍、DVD）」等の指導資料を少林寺拳法未経験教員が授業において必要な技能等を確認できる資料として、授業採択に向けた環境づくりに活用する。また、必要に応じて新しい書籍や映像資料の作成に努める。

2. 指導者の養成事業

【1】支部長・監督研修会

- 1 期 日 2019年 5月11日（土） ～ 5月12日（日）
 “ 6月 1日（土） ～ 6月 2日（日）
- 2 目 的 支部長・監督として、技術指導とともに、指導技術向上の重要性を再確認し、魅力ある指導者による活気ある支部づくり、地域における振興普及に向けた意識づくりを進める。
 また、指導にあたって指導すべき安全管理・保険加入・体罰・ハラスメントの撲滅の徹底を図る。
 支部運営と指導技術向上のノウハウを情報共有する。
- 3 対 象 本部役員、支部長・監督、副支部長、コーチ
- 4 内 容 (1) 会長講話
 (2) 一財連盟の活動方針について
 ・2019年度の重点課題について
 ・要望、意見に対する取り組みについて
 (3) 支部運営、指導者に求められる取り組みについて
 (4) 指導技術確認（科目の在り方の確認）
 (5) 指導技術（コーチング等）実習
 (6) その他

【2】少年部指導者講習会

- 1 期 日 2019年 6月29日（土） ～ 6月30日（日）
 “ 9月22日（日） ～ 9月23日（月・祝） 関東
- 2 目 的 少年部会員の指導現場における環境改善のため、少年部指導の要点の確認とともに、指導技術の向上と共有化を図り、かつ、地域における振興普及に取り組む体制づくりを行う。

また、少年部指導にあたって注意すべき、安全管理・保険加入、体罰・ハラスメントの撲滅の徹底を図る。

なお、支部長研修会を兼ねるため、その要点の確認を行う。

3 対 象 スポーツ少年団支部長及び16才以上で初段以上の会員

※スポーツ少年団支部長は受講義務。

4 内 容

- (1) 会長講話
- (2) 支部長向けプログラム
 - ・一財連盟の活動方針、重点課題について
 - ・支部運営、指導の在り方について
- (3) 少年部指導に関する講演、討議、発表等
- (4) 指導技術の研究発表、評価、共有化資料配布等
- (5) 発育発達しょうがい児童との接し方について

【3】指導者講習会

1 期 日 2019年10月12日(土) ～ 10月13日(日) <一次>

〃 11月 9日(土) ～ 11月10日(日) <二次>

2 目 的 ・時代に即した「より良い指導者像」を確認し、「指導技術の向上」の計画を確認する。

- ・拳士としての人間力強化(※文科省「生きる力」と連携)
- ・暴力、体罰、ハラスメント、薬物使用根絶に向けた取り組み。
- ・各種安全管理、対策。
- ・支部長監督研修を兼ねて実施する。

⇒より多くの指導者に受講いただき、上記目的を指導する機会とする。

3 対 象 16歳以上、1級以上の指導者を志す拳士、四段以上の指導者

4 内 容 <共通テーマ>

- ・総合的な指導技術(広報勧誘を含む)の向上
- ・暴力、体罰、ハラスメント、薬物使用根絶

<一次テーマ>

- ・修練体系に基づいた修練法の取得
(例：柔法法系、柔法運用法、防具を着用した運用法戦術演武等)

<二次テーマ>

- ・護身の技法としての在り方を踏まえた技法の応用
(例：剛法法形、剛柔一体の戦術、その他研究等)

5 目標参加人数 各150名 (2018年5月実績116名、10月実績87名)

【4】支部長・監督資格認定研修会

1 期 日 2019年 5月11日(土) ～ 5月12日(日)

〃 6月 1日(土) ～ 6月 2日(日)

〃 6月15日(土) ～ 6月16日(日) 関東

〃 6月29日(土) ～ 6月30日(日)

〃 9月22日(日) ～ 9月23日(月・祝) 関東

2020年 2月 1日(土) ～ 2月 2日(日)

※支部長資格を有しない監督は、学生合宿時にも本研修を開催する。

2	目 的	支部長・監督の使命と課題を明確にし、一財連盟の支部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法と学生指導の指導技術の向上を目指した内容の研修により、支部の増加と活気ある部活づくりを目指す。
3	対 象	支部・少林寺拳法部の設立・交代希望者、副支部長希望者
4	内 容	(1) 会長講話 (2) 指導者の使命、心構え、姿勢の確認 (3) 技術と技術指導の研修 (4) 指導技術の向上計画の確認 (5) 振興普及、安全管理、体罰・ハラスメントの研修 (6) 少林寺拳法部運営上の諸手続と具体的方法の確認 (7) 面接審査 (8) 技術審査 (9) 各種規則・規程及び制度

【5】支部長資格仮認定研修会（学生対象）

1	期 日	大学少林寺拳法部連盟本部合宿期間中
2	目 的	支部長・監督の使命と心得、一財連盟の支部・少林寺拳法部運営に必要な知識を修得する。
3	対 象	大学・短大少林寺拳法部（大学扱いの高専も含む）の部員（大学2年生以上かつ初段以上の現役会員）
4	内 容	支部長・監督資格認定研修会の内容に準じる。
5	備 考	(1) 面接審査、技術審査については実際に支部・少林寺拳法部を設立・交代を希望する際に、連盟本部または都道府県連盟に委託の上実施する。 また、場合により、審査の際に技術修練補講も実施する。 (2) 本研修会を受講し、得られる支部長資格（仮認定）の有効期間は原則卒業後5ヶ年。なお、一財連盟の各種指導者研修会を受講した場合は、その有効期間は延期される。

【6】学生指導研修会

1	期 日	2019年 6月15日（土） ～ 6月16日（日）東京 2020年 2月 1日（土） ～ 2月 2日（日）
2	目 的	・時代に即した「より良い指導者像」を確認し、「指導技術の向上」の育成計画を確認する。 ・拳士としての人間力強化 ・暴力、体罰、ハラスメント、薬物使用根絶、安全管理徹底に向けた取り組み。 ・支部長監督研修を兼ねて実施する。 ⇒より多くの指導者に受講いただき、上記目的を指導する機会とする。 ・立合評価法の普及促進
3	対 象	満22歳以上、二段以上の者
4	内 容	(1) 会長講話 (2) 各種講義 ・指導技術の向上

- ⇒大学生の現状把握、指導体制、暴力・体罰・ハラスメント、薬物使用根絶、広報勧誘について
- ・安全管理、傷害保険、損害賠償責任保険加入の徹底
- (3) 技術練習
 - ・指導技術の向上
 - ⇒技法、科学的トレーニング
 - ・学生大会に関わる最新の競技ルールについて
 - ・立合評価法（技術練習、審判講習）
- (4) その他
 - ・問題点等ヒアリング、解決法提示
- 5 募集方法
 - (1) お知らせ画面
 - (2) 都道府県連盟 理事長、事務局長宛ご案内メール
 - (3) 対象者宛ご案内メール（学生指導員含む）
 - (4) 一昨年、昨年参加者への個別案内メール（本部、東京）
 - (5) 会報、公式ウェブサイト、Facebook などの広報媒体での案内
- 6 目標参加人数 6月（東京）：90名 （2018年実績83名、2017年実績81名）
2月（本部）：70名 （2018年実績61名、2017年実績46名）

【7】全国指導者研修会（全国中高武道授業指導者研修会）

- 1 期 日 2019年 9月14日（土） ～ 9月16日（月・祝）
- 2 場 所 千葉県勝浦市（日本武道館研修センター）
- 3 目 的
 - ・中高授業の指導スキル習得
 - ・中学校武道授業の価値、役割について理解する
- 4 主 催 公益財団法人日本武道館・一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 対 象
 - (1) 中学校及び高等学校の保健体育教員
 - (2) 外部指導者またはその候補
 - (3) 都道府県連盟の推進委員または中学武道授業を推進していただける方
 - (4) 少林寺拳法未経験の教員
 - (5) 教員志望の大学生
- 6 内 容
 - (1) 各種講義
 - (2) 講義実技
 - (3) 講義討議
 - (4) 演習
 - (5) その他
- 7 募集方法
 - (1) お知らせ画面
 - (2) 都道府県連盟 理事長・事務局長宛て案内メール
 - (3) 中学校連盟、高体連専門部宛て案内メール
 - (4) 教育委員会等から対象者への案内
- 8 参加費用 無料（交通費、宿泊費、食費は日本武道館が負担する）
- 9 そ の 他
 - ・授業における少林寺拳法の価値と文部科学省、日本武道館の考え方について理解する。
 - ・指導者の現状に向き合った、指導者養成
 - ・年齢制限なし

【8】学校少林寺拳法実技指導者講習会

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 期 日 | 2019年 8月20日（火） ～ 8月22日（木） |
| 2 | 目 的 | 平成24年度より実施された中学校保健体育科における武道必修化において、武道が日本で体系化された武士道の伝統に由来する我が国固有の文化であることや、授業の目的を正しく理解し、青少年が人格形成および「生きる力」を養うことが出来るよう、講義・実技・討議等を行い、指導者の育成をする。また、中学校、高等学校の部活指導における資質と安全かつ技術力向上を図るための講義・実技・討議等を行い、学校における武道指導の充実に資する。
A 中高部活動指導者（支部長研修）
・中高の指導現場に即した教えと技法の習得
・生徒への人間力向上、楽しく長続きする練習法の共有、指導力の向上
B 中高授業指導者（武道授業）
・授業実施に必要な指導計画と指導法の伝達
・生徒のライフスキル向上に向けた実践例等の共有 |
| 3 | 主 催 | スポーツ庁・一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 4 | 対 象 | (1) 中学校及び高等学校の保健体育教員
(2) 外部指導者またはその候補
(3) 都道府県連盟の推進委員または中学武道授業を推進していただける方
(4) 学校の少林寺拳法部長・監督等やそれを目指す者
(外部指導者を含む)
(5) 教員志望の大学生 |
| 5 | 内 容 | (1) 解説「学校体育における武道指導の在り方について」スポーツ庁調査官
(2) 会長講話
(3) 講義
(4) 講義実技
(5) 講義討議
(6) 演習 |
| 6 | 募集方法 | (1) お知らせ画面
(2) 都道府県連盟 理事長・事務長宛て案内メール
(3) 所属長宛案内メール
(4) 中学校連盟、高体連専門部宛て案内メール
(5) 会報、公式ウェブサイト、Facebookなどの広報ツールでの案内
(6) 過去参加者宛てへの個別案内メール
(7) 教科書会社の案内掲示板への掲載
(8) 教育委員会等から対象者への案内 |
| 7 | 参加費用 | 5,400円 |
| 8 | そ の 他 | ・前年度総括（中学校武道授業関連事業全体を通して）、最新情報の共有。
⇒指導現場に即した指導プランの提案
・授業実施に向けた支援、広報（SNS等新しい広報ツールの模索） |

【9】武道授業推進特別研修会

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 期 日 | 2020年 1月25日(土) ～ 1月26日(日) |
| 2 | 場 所 | 少林寺拳法東京研修センター |
| 3 | 目 的 | ・ 具体的実践例や授業化実現のノウハウ等を発表・情報共有し、地域ごとに抱える課題の解決。
・ 各都道府県の武道授業推進委員等が各地の教育委員会や学校に積極的広報ができるように研修を行い、武道授業コーディネーターを養成する。
・ 武道授業コーディネーターがPRで使える冊子(武道の授業づくり～少林寺拳法～)を作成するためのアンケート調査を行う。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟
(スポーツ庁/武道等指導充実・資質向上支援事業) |
| 5 | 対 象 | 都道府県連盟の武道授業推進委員またはその代理 |
| 6 | 内 容 | (1) 講義
(2) 講義実技
(3) 講演
(4) 講義討議
(5) その他 |
| 7 | 募集方法 | 都道府県連盟 理事長・事務長宛て案内メール |
| 8 | 参加費用 | 無料(交通費、宿泊費はスポーツ庁が負担する) |
| 9 | そ の 他 | ・ 各地域における学校、教育委員会等に武道授業について説明、PR等ができる授業コーディネーター(指導者)を養成する。
・ 授業化実現のノウハウ
・ 具体的実践例の共有 |

【10】運用法研修会

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 期 日 | 5月～11月(予定) |
| 2 | 目 的 | ・ 地方において、剛法運用法の研修会を実施する。
⇒都道府県連盟大会において運用法が安全に実施できるようにする。
理由：大会において運用法を実施していない都道府県連盟が多く、
全国大会の運用法参加者が限られた県となっているため、普及
促進を図り、より多くの拳士が出場できるようにする。 |
| 3 | 内 容 | (1) 運用法技術の上達法について
(2) 防具の着用法と使用法について
(3) 運用法の審査について |
| 4 | 受講対象 | 初段以上、高校生以上の拳士 |
| 5 | 募集方法 | (1) 都道府県連盟理事長会議にてPRする。
(2) 都道府県連盟 理事長、事務局宛て案内メール
(3) 会報、公式ウェブサイト、Facebookなどの広報媒体での案内 |

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催

並びに指導員の派遣に関する事業

【1】少林寺拳法全国大会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2019年11月23日（土・祝） ～ 11月24日（日） |
| 2 | 場 所 | 愛知県（スカイホール豊田） |
| 3 | 目 的 | 各都道府県代表の会員が、日頃の修練の成果を論文、演武にて発表し、共に学び合う。大会テーマ「原点回帰～半ばは自己の幸せを 半ばは他人の幸せを～」のもと、大会に集う全ての拳士が自身の修練の原点、目標を明確にし、今後の修練の糧とする。 |
| 4 | 方 針 | 大会予算については助成金を活用し、主管連盟内の各所属や拳士に新たな負担を求めない。また、式典の簡素化を行い、華美な設営等は控える。 |
| 5 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 6 | 主 管 | 愛知県少林寺拳法連盟 |
| 7 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員 |

【2】シャイニングフェスタ

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2019年10月19日（土） ～ 10月20日（日） |
| 2 | 場 所 | 一財連盟本部 |
| 3 | 目 的 | 健康寿命に貢献するため、「少林寺拳法健康プログラム」を、クラブ展開だけではなく、既存の支部内や、一般市民の皆さまにも体験を促す機会とする。また、中高年齢者の入会、復帰、継続について、「若者と一緒のメニューでは無理がある」と言う方のために、無理なく、体を傷めず、健康が増進できる修練方法を紹介する。
もって、人が元気で輝き続けられるよう、健康クラブの指導者や会員、中高年の拳士、一般市民の皆さま方と一緒に、健康プログラムを中心に、健康について楽しく考える機会とする。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 5 | 対 象 | 健康クラブのクラブリーダー、会員、MC 資格取得者
健康や健康プログラムに興味のある、拳士、引率同行者、一般市民 |

【3】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2019年 8月 3日（土） 9：50開会（予定） |
| 2 | 場 所 | 東京都（日本武道館） |
| 3 | 目 的 | 少年少女会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。
少林寺拳法修練の成果を測る大会を通じて、共に上達することを喜びとしながら、相手と楽しみ、相手と共に輝く存在となれるようにする。 |
| 4 | 主 催 | 公益財団法人日本武道館、一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 5 | 後 援 | スポーツ庁、日本武道協議会 他 |
| 6 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（小学生・中学生） |

【4】全国高等学校少林寺拳法大会

（兼 平成31年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会）

- | | | |
|---|-----|---------------------------|
| 1 | 期 日 | 2019年 8月 1日（木） ～ 8月 4日（日） |
|---|-----|---------------------------|

- | | | |
|---|-----|--|
| 2 | 場 所 | 宮崎県（KIRISHIMA ツワブキ武道館） |
| 3 | 目 的 | 全国の高等学校における少林寺拳法部間の親睦交流と、技術の向上をはかり、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な精神と肉体を育成する。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟、宮崎県、宮崎県教育委員会、宮崎市、宮崎市教育委員会 |
| 5 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生） |

【5】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2020年 3月21日（土） ～ 3月23日（月） |
| 2 | 場 所 | 香川県（善通寺市民体育館） |
| 3 | 目 的 | 個人会員（高校生）が、日頃の修練の成果を弁論、演武にて発表し共に学び合う。また、技術講習を通して技術の向上はもとより、全国の拳士との横の繋がりを実感し、少林寺拳法の魅力を再確認する。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部 |
| 5 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生） |

【6】全国中学生少林寺拳法大会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2019年 8月10日（土） ～ 8月12日（月・祝） |
| 2 | 場 所 | 香川県（善通寺市民体育館） |
| 3 | 目 的 | 個人会員（中学生）が、日頃の修練の成果を論文、演武にて発表し共に学び合う。また、技術講習を通して技術の確認はもとより、全国の拳士との横の繋がりを実感し、少林寺拳法の魅力を発見する。 |
| 4 | 方 針 | 収入に見合った大会運営を行う。 |
| 5 | 主 催 | 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国中学校少林寺拳法連盟 |
| 6 | 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（中学生） |

【7】少林寺拳法全日本学生大会

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 期 日 | 2019年11月 4日（月・祝） |
| 2 | 場 所 | 千葉ポートアリーナ（千葉県） |
| 3 | 目 的 | 学生会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。 |
| 4 | 主 催 | 全日本学生少林寺拳法連盟 |
| 5 | 対 象 | 大学少林寺拳法部所属の学生会員 |
| 6 | P R（集客） | 会報、公式ウェブサイト、Facebookなどの広報媒体での案内 |
| 7 | そ の 他 | 一財連盟の関わる事業として以下を支援する
（1）大学生拳士の活性化
（2）全国の仲間づくりの場
（3）将来の夢、希望を与える
（4）卒業後の少林寺拳法継続 |

【8】全自衛隊少林寺拳法大会

- | | | |
|---|-----|-----------------------------------|
| 1 | 期 日 | 2019年 8月 3日（土） |
| 2 | 場 所 | 航空自衛隊 芦屋基地（福岡県遠賀郡） |
| 3 | 目 的 | 自衛隊少林寺拳法部所属の会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあ |

- う。
- | | | |
|---|-------|--|
| 4 | 主 催 | 全自衛隊少林寺拳法連盟 |
| 5 | 対 象 | 自衛隊少林寺拳法部所属の会員 |
| 6 | そ の 他 | 一財連盟の関わる事業として以下を支援する。
(1) 自衛隊拳士の活性化
(2) 全自衛隊少林寺拳法連盟の P R (高校生、大学生拳士に対して) |

【9】各種大会

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 1 | 期 日 | 2019年 4月 ～ 2020年 3月 |
| | | 各地区連盟、学生連盟大会等を開催する。 |

【10】各地区学生少林寺拳法連盟合宿

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2019年 4月 ～ 2020年 3月 |
| 2 | 目 的 | 各地区における連携の強化 |
| 3 | 対 象 | 各地区の大学少林寺拳法部所属の学生会員 |
| 4 | 内 容 | 各地区学生連盟が内容を設定し開催する。新入生との交流や技術研修など
各地区の特性に沿って行っている。 |

4. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

【1】理事長研修会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 目 的 | 都道府県連盟・各連盟の理事長の使命と立場の確認、及び、連盟本部との
関係強化を図り、組織として統一のとれた活動による振興普及を目指す
体制づくりを行う。 |
| 2 | 対 象 | 全都道府県連盟・各連盟理事長 |
| 3 | 内 容 | 都道府県連盟・各連盟理事長としての使命と役割、運営の在り方、事務要
領について事前レポート審査を実施する。 |

5. 少林寺拳法の技術指導・学科指導・指導技術に関する調査・研究

指導者の指導力向上のため、技術指導、学科指導、指導技術の向上を目指す。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 教材・指導書・技術DVD等の企画・制作 |
| 2 | 新型防具（胴）・技術上達のための道具の開発 |
| 3 | 拳士の立合評価法技術の向上のための修練法の展開 |
| 4 | 立合評価法競技、審判員の育成及び普及活動 |
| 5 | 立合評価法・運用法の修練法、指導法に関する資料・DVDの企画・製作 |
| 6 | 指導技術、その他必要な事項に関する調査、研究 |

6. 少林寺拳法に関する機関紙及び図書等の発行

【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく

少林寺拳法の広報活動推進を積極的に図り、関係団体の拡張及び協力体制の強化に努める。

- 1 各種イベントへの積極的参加
- 2 地元（香川県）での足固めを強固に行い、各方面との結びつきを強める。
- 3 当法人の活動行事等に対して、マスコミ取材への協力及び有効活用を図る。
- 4 普及活動に繋がる見学・表敬訪問・研修等各種団体の受入れ
- 5 良い口コミの波及を狙う。
- 6 賛助会員の拡大を図る。

【2】出版その他

一般財団法人少林寺拳法連盟から発信される情報を正しく会員に知らせ、少林寺拳法に対する正しい理解と普及を図るために次の活動を行う。

- 1 『会報少林寺拳法』の刊行（年4回の季刊発行）
 - （1）拳士の声を広く集め誌面に活かし、会員全体で誌面を創りあげていく。
⇒読者との質疑応答を行う。
 - （2）読者がワクワクする仕掛けづくりを行う。
 - （3）より多くの拳士にスポットを当てていく。
 - （4）指導者間で共有できる事例を取り上げていく。
- 2 一財連盟ホームページの運営
 - （1）見やすいホームページの作成を目指す。
 - （2）閲覧者を増加させる。
⇒会報などとタイアップする。
- 3 Facebook、インスタグラムの運営
新鮮な情報を提供していくと同時に、各種行事のPRも行っていく。

7. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

【1】関係諸団体との連携

公益財団法人日本武道館、日本武道協議会、日本武道学会、ボーイスカウト育成会、少林寺拳法振興議員連盟、公益財団法人日本スポーツ協会等については、一財連盟の目的に沿った関係構築が必要であり、常に検証を行ってゆく。

また、国際交流基金の国際交流基金賞の推薦を行い、功労指導者を慰労する一助とする。

【2】地域社会での協力

各地域において関係諸団体との協力連携を図る。宗道臣デーや各種行事を通じて積極的な交流促進を図る。

8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

【1】鏡開き・稽古始め

- 1 期 日 2020年 1月12日（日）
- 2 目 的 新年度の活動方針を確認し、新年を祝う。

- 幅広い年齢・拳士が一同に会して、新年の誓いを確認し合う場とする。
- 3 対 象 本部委員、部長、監督、会員、来賓、その他関係者
- 4 内 容 (1) 式典、稽古始め、少林寺拳法演武披露、演武会、その他催し物
(2) 本部職員との触れ合いの場を設ける

【2】宗道臣デー（月間）

- 1 期 間 2019年 5月
- 2 内 容 少林寺拳法の理念を、実践を通じて学び取ることを目的として、地域の状況に応じた社会奉仕活動を、全国的に展開する。
具体的活動内容は、支部・少林寺拳法部・県連等の活動団体単位で検討する。

【3】本部修練

- 1 期 日 2019年 7月28日（日）
2020年 3月15日（日）
- 2 目 的 参加者が一財連盟本部の雰囲気に触れることで、日々の修練意欲を高揚させる。
また、保護者がより少林寺拳法を理解しよき支援者になって頂く。
- 3 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の会員

【4】危機管理の充実

一財連盟の活動における阻害要因となるトラブル等を未然に防止し、また発生した危機に対して、最小限の被害で抑えることを目指し、指導者に周知徹底を図る。

各研修会、講習会、合宿では、現在の社会常識、指導者の在り方などを踏まえた、指導現場に向けた現実的な危機管理プログラムを導入し、その徹底を図る。

特に、日本スポーツ協会が進めている暴力、体罰、各種ハラスメント、ドーピング撲滅、スポーツ指導者の資質向上に向けた取り組みを、あらゆる機会を通じて徹底する。

【5】日中及び国際交流事業

少林寺拳法グループが日中国交正常化以来継続してきた日中交流事業を一層促進し、特に人材育成と人的交流に力を入れた活動を展開する。

1 訪中団派遣

(1)「2019年 Shorinji Kempo Group 訪中団」

- 実施日 2019年6月11日（火）～16日（日）6日間
- 訪問地 河南省（鄭州市、登封市）、雲南省
- 参加者 少林寺拳法の会員・縁者・OB等の関係者、数十名
- 内 容 ① グループの日中交流事業の成果を体験
鄭州大学「宗道臣文庫」見学、河南省留学生OBとの交流
② 創始者宗道臣ゆかりの地を訪問
登封「嵩山少林寺」
③ 雲南省の観光
昆明、その他、風光明媚な観光スポット（※調整中）

(2)「2019年 Shorinji Kempo 学生拳士訪中団」（仮称）

- 実施日 2019年夏季の1週間程度（予定）
- 訪問地 北京市、その他

参加者 少林寺拳法を学ぶ学生、数十名

内 容 ①中国の学生との交流活動 ② 現代中国の社会見学 ③ 観光

2 国内外の友好交流団体や個人との協力関係の維持・構築と情報収集

① 中国関係機関・団体の訪日団を受入れ、意見交換と情報収集を行う。

② 中国大使館・領事館ほか日本駐在の中国関係機関・団体との相互交流を図る。

3 日中交流プロジェクト委員会による少林寺拳法グループの日中交流活動

① 交流活動の実施 ② 広報活動の推進

4 海外に指導員・演武者等を派遣し、少林寺拳法の海外普及に貢献する。

(1) 日本武道代表団海外派遣

期 日・場 所 11月頃 ・ オーストリア

【6】理事会

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 期 日 | 年2回、および会長が必要と認めたとき |
| 2 | 対 象 | 理事 |
| 3 | 内 容 | 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他 |

【7】評議員会

- | | | |
|---|-----|------------------------------|
| 1 | 期 日 | 事業年度終了後3ヶ月以内に開催する他、必要がある場合開催 |
| 2 | 対 象 | 評議員 |
| 3 | 内 容 | 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他 |

【8】都道府県連盟・各連盟理事長会議

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2019年 4月20日(土) 一財連盟本部 |
| | | 〃 9月28日(土) 〃 |
| | | 2020年 1月11日(土) 〃 |
| 2 | 目 的 | 「会長の意思、組織の決定事項等の伝達、各連盟間の意思疎通、情報交換の場」「各連盟からの意見・情報収集の場」とした会議とする。 |
| 3 | 対 象 | 都道府県連盟・各連盟理事長 |
| 4 | 内 容 | (1) 議題審議
(2) 連絡・報告事項
(3) その他 |

【9】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業

- | | |
|---|--|
| 1 | 各種研修会、講習会、合宿における VALUE-LEVEL-UP の講義 |
| 2 | 都道府県連盟・各連盟の VALUE-LEVEL-UP 推進委員との指導、連携 |
| 3 | 支部長の権限委任範囲拡大の周知徹底 |

【10】事業課活動の拡充

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 都道府県大会の物販強化 |
| 2 | インターネットショッピング利用の促進(会報等) |

- 3 原価率の抑制
 - ・製造元、工場等の新規業者開拓、その他
- 4 行事の際の販促体制の充実
- 5 クレジットカード導入
- 6 事業課物品のインスタ、フェイスブックでのPR
- 7 新商品の開発
 - ・開祖講話CD集
 - ・DVDブック（事業課）、女性向けDVDブック（ベースボール・マガジン社）
 - ・新防具の開発（胴、ミット）
 - ・Tシャツ（新デザイン）
 - ・大会記念グッズ（五年継続でワンセットとなるようなもの）
 - ・都道府県大会記念グッズ
 - ・子供向けグッズ